



法第52条第1項第6号の規定に基づき定める数値 (容積率)	10分の10
法第52条第2項第3号の規定に基づき指定する区域および数値 (前面道路による容積率)	10分の4
法第53条第1項第6号の規定に基づき定める数値 (建ぺい率)	10分の6
法第56条第1項第2号ニの規定に基づき定める数値 (隣地斜線)	1.25
法別表第3 (ニ) 欄の5の項の規定に基づき定める数値 (道路斜線)	1.5

凡 例	
区域界	—

図 名	第1項の表 (6) の区域に係る区域図
区域名	水口町大字三大寺の一部
縮 尺	1:2500